

# 阿南市地球温暖化対策実行計画

## (区域施策編)

### 概要版



#### ▼「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」とは・・・

市民・事業者・行政など、市域に関わる全ての主体が、温室効果ガスの排出量の削減や再生可能エネルギーの導入・使用に積極的に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会を実現し、次の世代に豊かな自然と多様な産業が調和したまちを残すことを目的とします。

#### ▼計画期間

令和 5(2023)年度～令和 12(2030)年度の8年間とします。

#### ▼各計画の主体とその役割

##### 1 市民の役割

- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルを心がけます
- ・環境負荷の低い商品・エネルギー・サービス等を選択します
- ・地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します

##### 2 事業者の役割

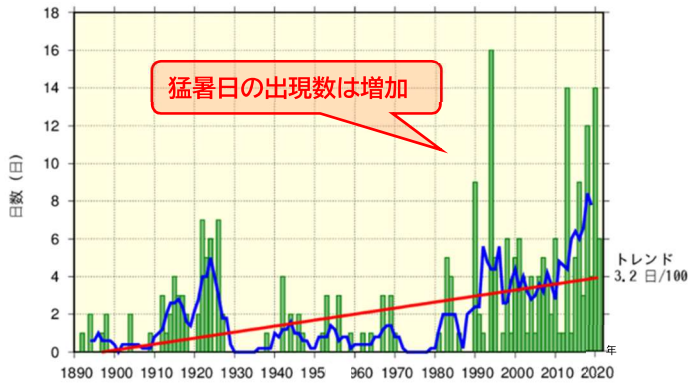
- ・事業活動における計画的な温室効果ガス排出の抑制に努めます
- ・脱炭素社会の実現に向け、環境経営を推進します
- ・気候変動の影響への適応を進め、事業継続性の確保に努めます
- ・地球温暖化対策に関する活動等へ積極的に参加します

##### 3 行政の役割

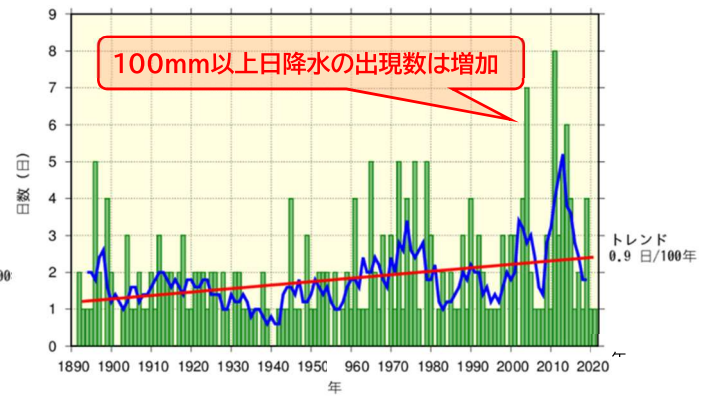
- ・めざす将来像と目標の実現に向けて、施策・取組を確実に実行します
- ・本市の事務事業において率先して地球温暖化対策に努めます
- ・国や関係自治体と連携により地球温暖化対策の効果的な推進に努めます
- ・進行管理を行い、計画の効果的な運用を図ります

## ▼地域における気候変動の影響（徳島地方気象台提供）

徳島県の年間猛暑日日数の経年変化（1892年～2021年）



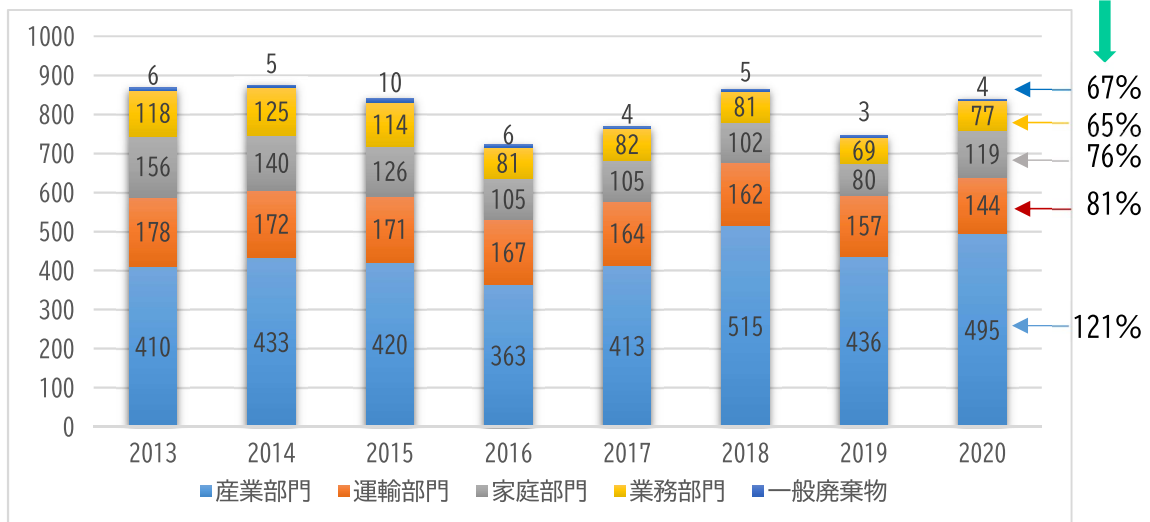
徳島県の年間降水量100mm以上の日数の経年変化



## ▼温室効果ガス排出量の推移等

部門・分野別温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>）の推移

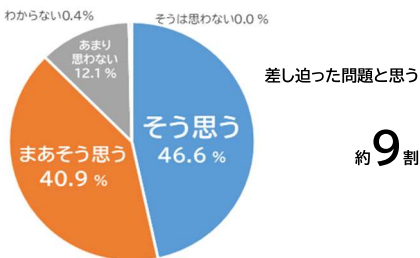
2013年度比



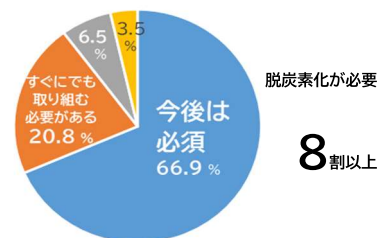
## ▼アンケート調査結果（抜粋）

期間：令和4年10月～12月／方法：Web・紙／回答：市民264人・432事業者

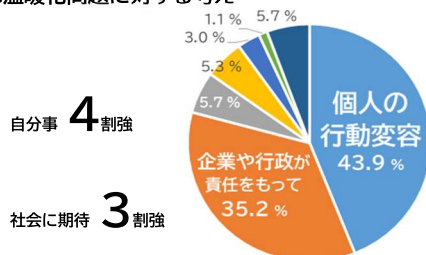
■地球温暖化への対応は差し迫った問題であると思うか



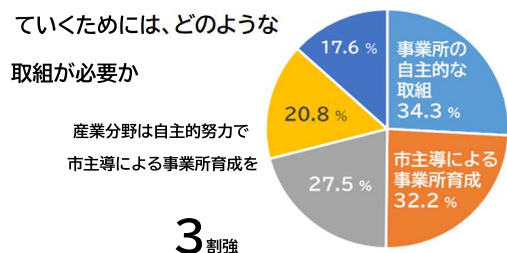
■脱炭素化に向けた社会の変化とその必要性



■地球温暖化問題に対する考え



■産業分野の温室効果ガス排出量を削減していくためには、どのような取組が必要か



## ▼2050年までに実現したいまちの姿

地球規模の温暖化対策の動向を見据えつつ、本市では、私たちが受け継ぎ、大切にしてきた豊かな自然環境と多様な産業が調和した阿南市を次代につなげ、環境と経済と地域が好循環する持続可能な脱炭素社会の構築をめざします。

### 環境・経済・地域が好循環する ゼロカーボンシティ あなん

## ▼阿南市ゼロカーボンシティ宣言について

阿南市は、令和3年8月30日に、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることをめざす「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

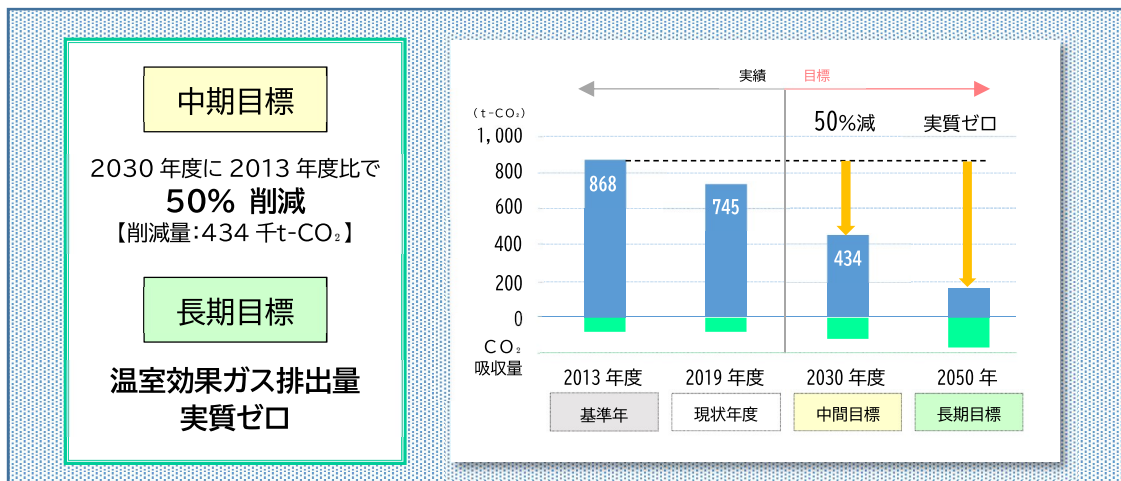
### 宣言文（抜粋）

阿南市として、将来世代に「豊かな自然環境と多様な産業が調和するまち」を残すべく、「2050年まで温室効果ガスの排出量実質ゼロ」をめざすこととし、脱炭素社会の実現に取り組んでいくことを宣言いたします。

令和3年8月30日 阿南市長 表原 立磨

## ▼ 温室効果ガス排出量の削減目標

国の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、県の実行計画を踏まえて設定する方法により、中期目標を設定しました。



## ▼ゼロカーボンシティの実現をめざすロゴマーク（令和5年3月14日制定）

阿南市にかかわる全ての方が一丸となって脱炭素化に取り組んでいくためのシンボル(象徴)として、「ロゴマークあなん」を作成しゼロカーボンシティの実現に資する取組を象徴的かつ分かりやすく市内外にPRしていきます。



## ▼基本方針に基づく施策の概要

### 基本方針1 全ての市民、事業者が「COOL CHOICE」に笑顔で取り組むまちづくり

#### ■ 市民、事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器などの導入支援

##### <市民を対象とした施策>

- ・家庭におけるエコライフの推進
- ・省エネルギー家電の普及推進
- ・住宅の省エネルギー対策の促進
- ・住宅の省エネルギー診断の推進
- ・LED照明の積極的な導入推進
- ・省エネルギー型給湯器等の導入推進
- ・省エネルギー運転行動(エコドライブ、アイドリングストップ)の推進
- ・環境施策に係る情報提供・普及啓発



##### <事業者を対象とした施策>

- ・農林水産部門の排出削減対策の促進
- ・地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動の支援
- ・脱炭素経営への転換の促進
- ・建設業での省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ・製造業での省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ・省エネルギー行動の推進
- ・省エネルギー設備の普及推進
- ・建築物の省エネルギー対策の推進
- ・LED照明の積極的な導入推進
- ・BEMSの活用、省エネ診断等によるエネルギー管理の実施
- ・省エネルギー運転行動(エコドライブ、アイドリングストップ)の推進



### 基本方針2 再生可能エネルギーの積極的な利活用と経済成長の両立を進めるまちづくり

#### ■再生可能エネルギーの積極的導入支援

- ・太陽光発電設備の導入促進
- ・太陽熱温水器の設備導入促進
- ・自然エネルギーの導入加速に向けた普及啓発活動の推進
- ・地域脱炭素化促進事業の促進
- ・再生可能エネルギー電気の発電による農山漁村の活性化の推進
- ・洋上風力発電事業の誘致に向けた可能性の検討
- ・「脱炭素先行地域づくり事業」指定に向けた実現可能性等の検討
- ・港湾におけるカーボンニュートラルレポート形成に向けた方向性の検討



### 基本方針3 循環型社会をめざすまちづくり

#### ■3Rの推進と廃棄物の排出抑制・資源化の推進

- ・廃棄物発生抑制（一般廃棄物）
- ・廃棄物発生抑制（産業廃棄物）
- ・エコパーク阿南の適切な運用
- ・食品ロス削減に向けた取組の推進



### 基本方針4 脱炭素社会の基盤整備を積極的に進めるまちづくり

#### ■脱炭素社会の基盤整備の推進

- ・次世代自動車の普及、燃費改善
- ・道路交通流対策
- ・CO<sub>2</sub>吸収源の確保



### 基本方針5 脱炭素社会の実現に向けた取組を相互に支援する仕組みづくり

#### ■市民、事業者への普及啓発や情報発信と先導的な取組の支援

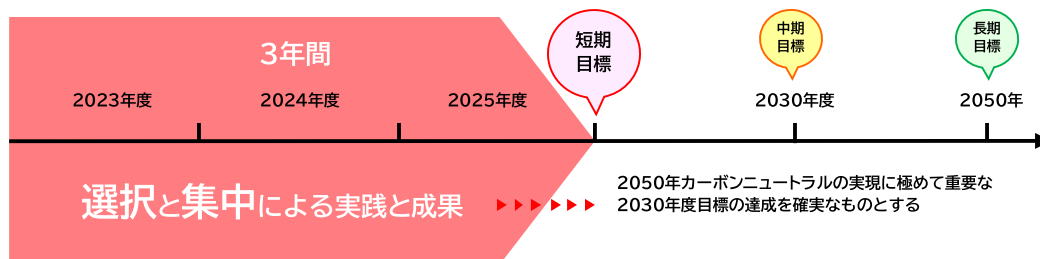
- ・正しい情報の提供と普及啓発
- ・会議・イベントのカーボン・オフセット化の推進
- ・阿南市環境保全推進協議会の取組



### ▼阿南市版・脱炭素ロードマップの策定

2030年度の目標達成及び2050年脱炭素社会の実現への貢献という2つの時間軸の目標を達成するため、2025年度までに集中的に進めるべき取組事項を基本方針に基づく施策から抽出し、「ロードマップ」として別に示します。

2025年度までに**集中的**に進めるべき取組事項を抽出して、**重点的に実施**



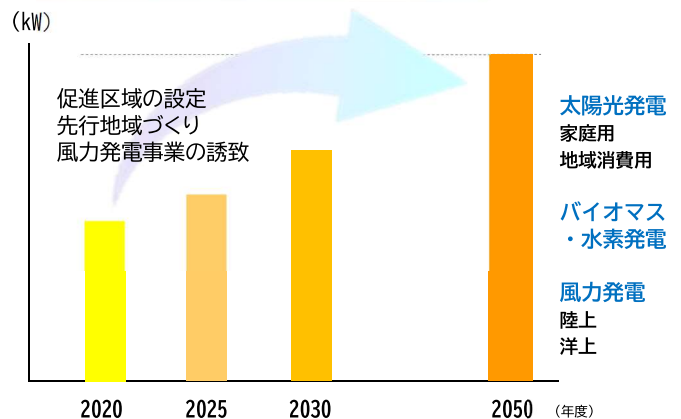
## ▼地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

- 1 地域脱炭素化促進事業の目標  
市内の再生可能エネルギー導入量 **4,300kW**の増
- 2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)
  - 促進区域
    - ・市が所有する公共施設の屋根
    - ・市が所有する土地
- 3 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模  
規模：個別の事業ごとに、**20,000kW** 未満  
種類：**太陽光発電**
- 4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
  - 地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給すること
- 5 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実行すべき取組に関する事項
  - ① 地域の環境の保全のための取組
    - 反射光対策
    - 騒音の防止、回避又は低減する措置
    - 水の濁りを回避又は低減する措置
    - 重要な地形及び地質への影響に対する措置
    - 土地の安定性への影響に対する措置 など
  - ② 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(以下のいずれかの取組を実施)
    - 地域課題の解決につながる事
    - 地域の防災対策の推進に資すること
    - 地域経済の活性化に貢献すること
    - 広く市民が参加して実施されること

## ▼再生可能エネルギー等の最大限導入の考え方

地球温暖化対策計画では、市町村は、徹底した省エネルギーの推進と併せて、再生可能エネルギー等の最大限の導入・活用に努めることとされています。

このことから、地域の事業者、住民との協力・連携に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、さまざまな再生可能エネルギーの導入を推進していきます。



### 担 当

企画部企画政策課 ゼロカーボン推進室

☎0884-22-3795 ファクシミリ 0884-22-6772

e-mail zero-carbon@anan.i-tokushima.jp

市民部環境保全課

☎0884-22-3413 ファクシミリ 0884-22-0727

e-mail kankyou@anan.i-tokushima.jp